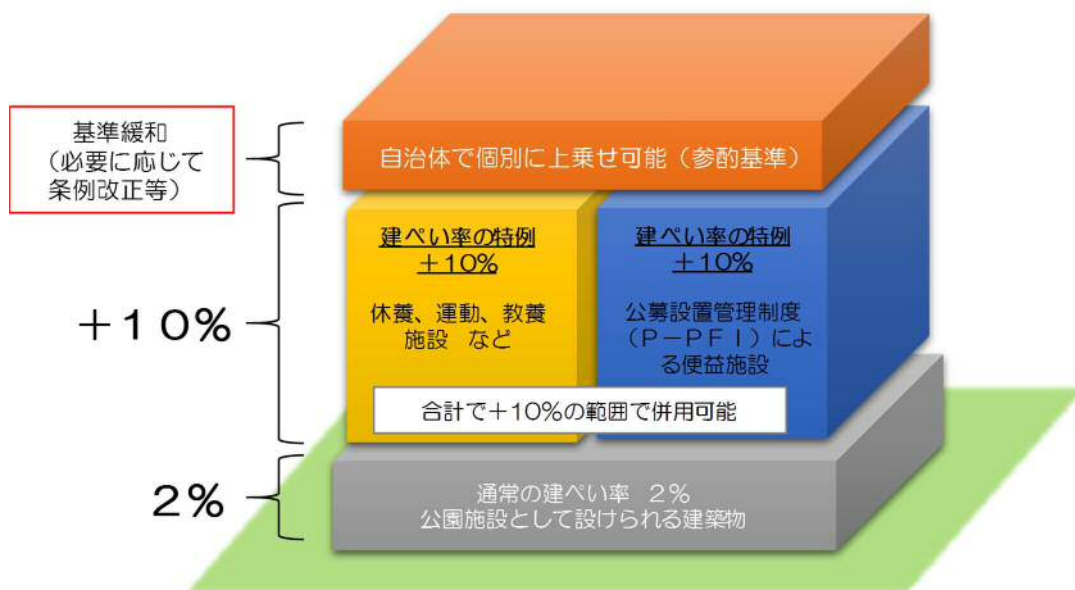


1 都市公園法に基づく建蔽率について

■都市公園法（抄）
 （公園施設の設置基準）
 第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては100分の2）を超えてはならない。但し、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和（イメージ）



* なお、法上は、文化財保護法に基づき指定された建築物や屋根付広場など特例がある。

2 等々力緑地の建蔽率について

施設分類	施設名	面積	割合 (%)
運動施設	陸上競技場、等々力球場、テニスコート、等々力アリーナなど	37,542.1	8.75%
管理施設	旧公園事務所、管理員詰所など	942.3	0.22%
便益施設	レストハウス、便所	249.1	0.06%
休養施設	四阿、休憩所	122.2	0.03%
教養施設	市民ミュージアム	8,386.5	1.96%
修景施設	水車小屋	4.9	0.001%
合計		47,247.1	11.02%

⇒現在の事業認可区域 $428,886 \times 1.2\% = 51,466 \text{ m}^2$ （建築可能な面積は、4,219m²）

3 他都市における建蔽率の上乗せ状況について

自治体	適用条件・適用公園	緩和要因の施設	特例により緩和された建ぺい率限度		計	緩和理由
			参酌基準：2%	参酌基準： 休養施設、運動施設、 教養施設等 +10%		
西宮市	西宮中央運動公園に限る	体育館、陸上競技場、民間提案施設等	5%	15%	20%	西宮中央運動公園の再整備事業は、体育館や陸上競技場などを集約した、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として再整備を行うものである。本計画において想定する体育館や陸上競技場のスタンドなどの施設規模に加え、別途、公園の賑わいを創出するために民間提案施設の導入も予定しており、現行の西宮市都市公園条例に定められている建蔽率を緩和しなければならないため、関係する条項の改正を行う。
横浜市	横浜公園に限る	野球場	7%	31%	38%	2020年東京五輪で野球・ソフトボールの主会場となる横浜スタジアム（横浜市中区）で約6千席を増設する改修計画に関し、横浜市が横浜公園限定で建ぺい率の上限を引き上げて対応する。
長野市	長野運動公園及び南長野運動公園に限る	各種スポーツ施設		20%	20%	
岐阜県	岐阜メモリアルセンターに限る	運動施設	3%	15%	18%	
沖縄市	コザ運動公園に限る	多目的アリーナ等		15%	15%	
名古屋市	名古屋市久屋大通公園に限る			14%	14%	久屋大通公園内には、愛知芸術文化センターやオアシス21、フラリエ等が立地しており、都市公園条例に基づく建ぺい率の規定の中では、これ以上、まとまった規模の建物を建築することが不可能となっている。このため、久屋大通公園の建ぺい率を14%に緩和するとしている。
大阪市	中之島公園、桜之宮公園、大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地		4%		4%	水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定める。
千葉市	稲毛海浜公園（総合公園）	レストラン等	5%		5%	レストラン等の公園活性化施設の整備運営を行うPFI事業の促進のため。